

北海道食品機能性 表示制度のご案内



愛称 ヘルシーDo



フード特区機構
Hokkaido Food Industry Promotion Organization

全国初！北海道が付加価値の高い商品を認定します！



北海道知事
高橋 はるみ

平成25年4月に、全国初となる北海道独自の制度「北海道食品機能性表示制度」がスタートしました。近年、健康に対する関心の高まりなどを背景に、消費者の皆様が健康食品などを購入する際に、希望に応じた商品を選択できるよう、きめ細やかな情報提供が求められています。この制度は、北海道内で製造された食品について機能性に関する情報を発信し、こうしたニーズに応えようとする企業の皆様にぜひご活用いただきたいと考えています。

北海道食品機能性表示制度により、北海道の食が持つ「安全・安心・おいしい」に加え「健康」というイメージが世界中に伝えられることで、本道の食産業の発展につながっていくことを強く期待しています。

制度のポイント

健康食品等に含まれている機能性成分に関して
**「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が
行われた事実を北海道が認定する制度です。**

制度を活用することで、北海道の認定マークが付けられます！

商品のイメージ

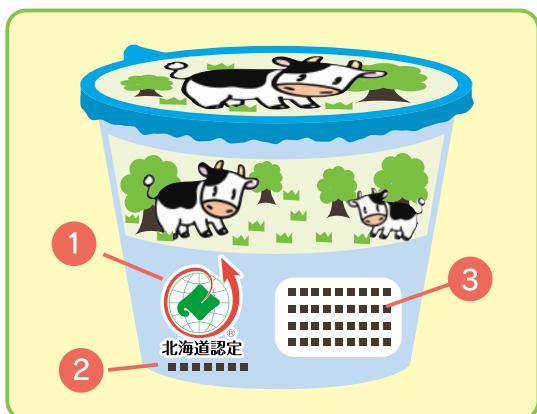


制度のメリット



認定商品に必要な表示

商品イメージ（おもて）



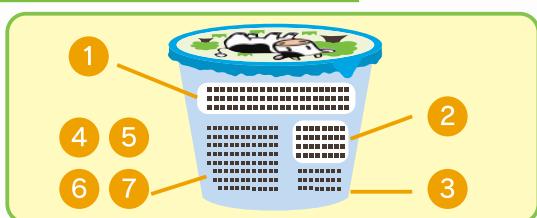
- ① 認定マーク**



② 認定番号
(例) 第01-0001号
※商品ごとに認定番号が発行されます。

③ 認定文言
この商品に含まれる〈成分名〉については、『健康いられる体づくりに関する科学的研究』が行われたことを北海道が認定したものです。
(この表示は、北海道フード・コンプレックス国際略総合特区における国との協議に基づき、北海道で製造された製品に限り認められたものです。)

商品イメージ (うら)



- 1 一括表示**
名 称:△△ 原材料名:△△ 内 容 量:△△△
賞味期限:△△ 保存方法:△△ 販 売 者:△△△
 - 2 栄養成分表示 (栄養成分表示100g当たり)**
エネルギー:○○kcal たんぱく質:○○g 脂質:○○g
炭水化物:○○g ナトリウム:○○mg
 - 3 商品に含まれる機能性素材の量**

- 4 お召し上がり方
 - 5 摂取上の注意
 - 6 利用上の注意
 - 7 特定保健用食品との違い

- ◆摂取上の注意
多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません。摂取は適量をお守りください。
食生活の基本は、主食・主菜・副菜を基本にバランスのとれた食事です。

- ◆利用上の注意
小さなお子さまの手の届かないところで保存してください。
- ◆本製品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁による許可を受けたものではありません。

表示制度対象

商

品 · 加工食品

要

- ・商品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること——①
 - ・北海道で製造された商品であること——②
※北海道での加工が困難な一部の工程については、道外での加工を認められる場合がある
 - ・製造者が自ら販売する商品であること——③
 - ・制度の認定を受けた日から、6か月以内に販売する予定であること

〈道外企業の場合〉

	① 機能性素材 (道内工場)	② 最終商品 (道内工場)	③ 製造者 (=販売者)
自社製造	○	○	○
委託製造	○	×	×

※会社法による子会社・親会社に該当する場合、子会社が道内工場を所有し、当該工場で製造した食品については、親会社が自ら製造したものとします。

研究対象

- 单一成分
 - 組成物

認定の基準

「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」とは

- ・食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われたヒト介入試験の結果に基づき論文が作成された研究

科学的研究の水準

- ・研究結果に基づき作成された論文が、同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文誌(国内外を問わない)に掲載されていること

論文の内容

- ・病者を対象とした論文でないこと
- ・特定の疾患、疾病的治癒又は予防を意図した論文でないこと
- ・ヒト介入試験が日本国内で行われていること
- ・ヒト介入試験で用いる成分が、対象商品に含まれている成分と同じ由来であり、同等程度含有されていること
- ・論文の研究対象とされた成分に係る健康の維持、増進効果に関する研究内容が既知の科学的知見に照らして著しく合理性を欠くものでないこと

安全性

- ・ヒト介入試験における公正性のある倫理審査において適切な安全性の確認がなされていること
- ・ヒト介入試験時における成分の摂取方法が対象商品の摂取方法と同様であるとともに、対象商品に含有される成分量がヒト介入試験時の摂取量と同量程度であること

申請書類

申請書と添付書類

- ・北海道食品機能性表示制度認定申請書
- ・添付書類一覧
 - (1) 申請事業者の登記事項証明書
 - (2) 認定を受けようとする商品に含まれる成分について記載された論文
(外国語で記載された論文についてはその日本語訳を付すものとする。)
 - (3) 前号に掲げる論文が掲載された学術論文誌の写し及び当該論文誌の投稿規程
 - (4) 申請商品における栄養成分等の分析結果の写し
 - (5) 申請商品における機能性素材の含有量測定結果の写し
 - (6) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し
 - (7) ヒト介入試験の対象となった成分の安全性に関する試験結果証明書の写し
 - (8) ヒト介入試験の実施に先立ち開催された倫理委員会の議事録及び議事録の添付資料
 - (9) 申請商品の概要(申請商品の仕様がわかるもの)
 - (10) 申請商品の工程表(申請商品の製造場所がわかるもの)
 - (11) 申請商品のパッケージの表示見本
 - (12) 誓約書
 - (①消費者からの意見、照会に対する適切な対応の実施、②法令違反がないこと、
③論文の作成者等の許可を受けていることを記載)

制度運用

委員会

- ・学識経験者5名以内で構成する「北海道食品機能性表示制度委員会」において、申請商品の適合性について審議

申請受付

- ・年間2回(5月、11月)

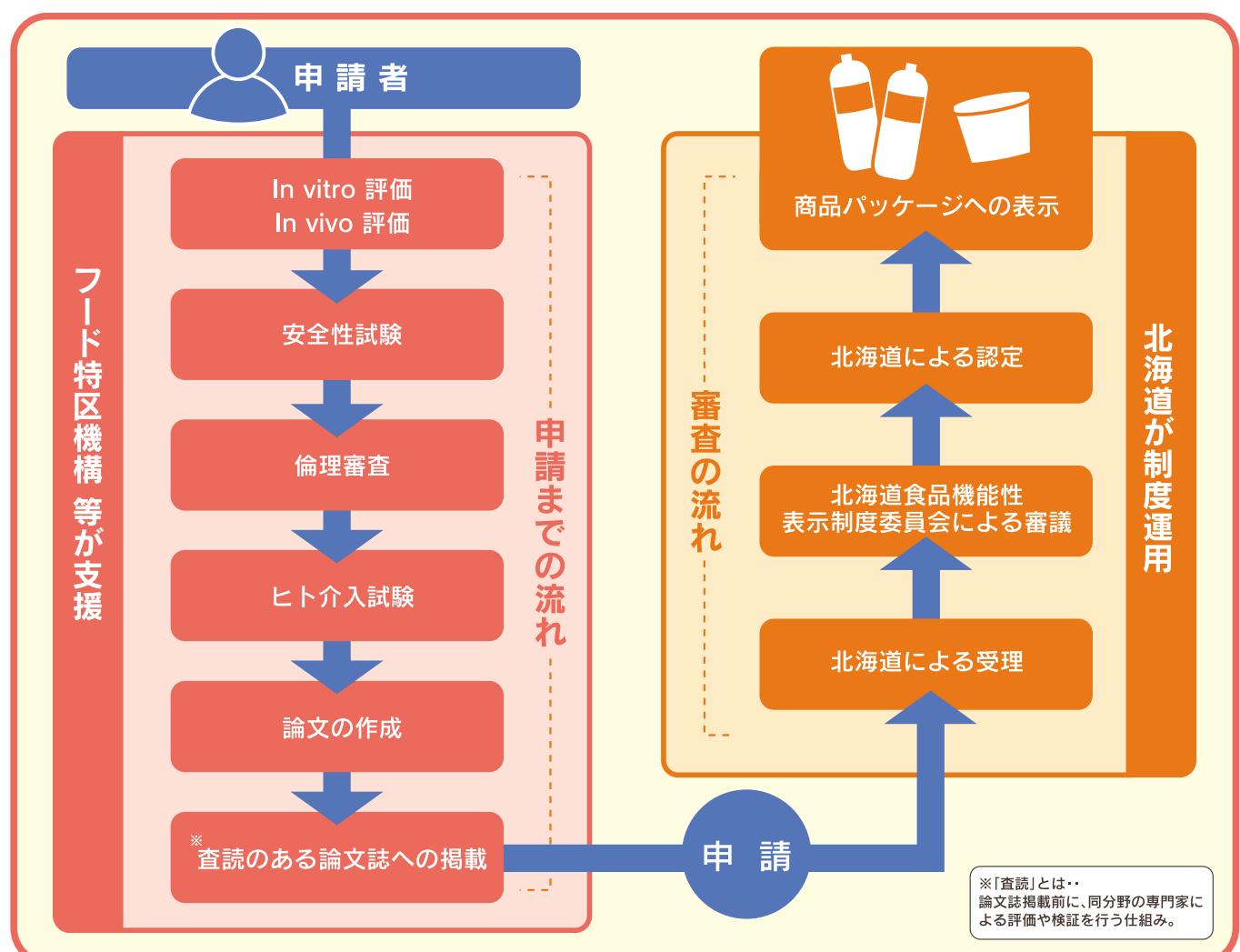
認定の更新・取消等

- ・3年ごとの更新制とし、申請内容に虚偽があった場合や関係法令の違反等が発覚した場合は認定を取り消す

販売状況の報告

- ・認定事業者は毎年、認定商品の前年度の売上高や販売量の報告を行うものとする

認定申請手続（申請から認定までの流れ）



フード特区機構では、各段階に応じたサポートをいたします。

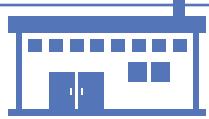
» 企業の課題

—— 私たちが解決します。

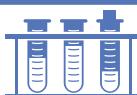
Q & A

Q 受託生産企業情報不足

A 加工製造
受託先紹介



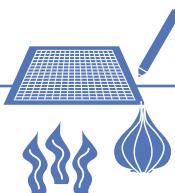
Q 試験経験不足
委託先情報不足



A 安全性試験受託機関紹介
ヒト介入試験受託機関紹介

Q 機能性素材情報不足

A 機能性素材
情報提供



その他にも..

制度に関する
様々な相談対応

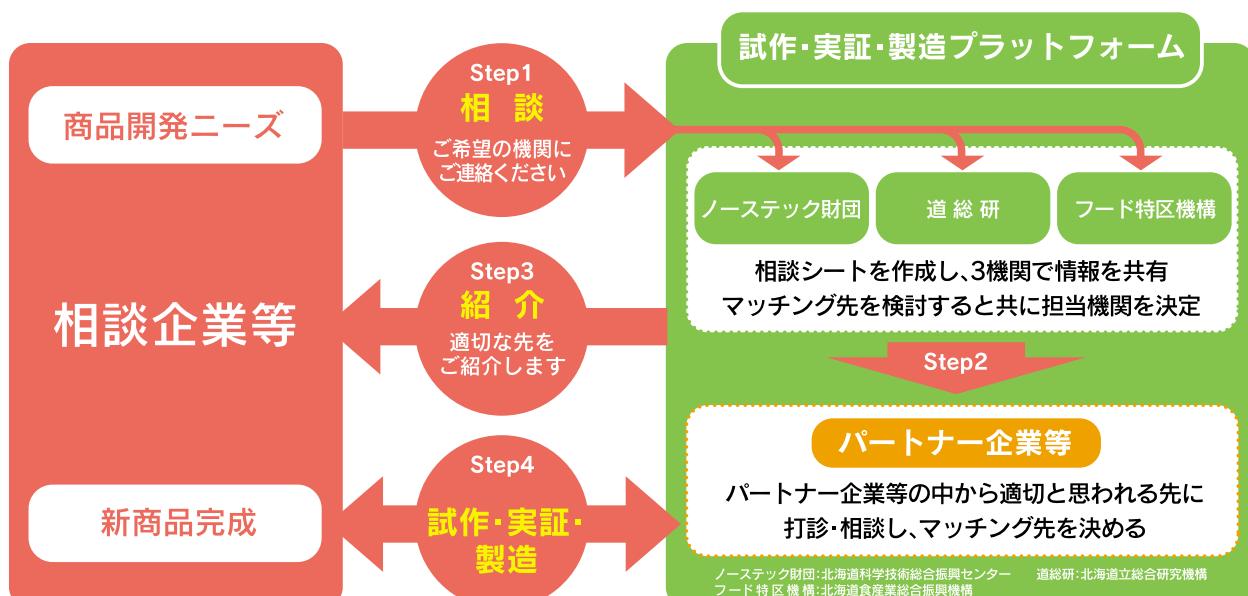


Q 受託生産企業情報なら..

試作・実証・製造プラットフォームのご紹介

■「試作・実証・製造プラットフォーム」について

食品の開発には多くの技術要素が必要とされていますが、1社で全てを賄うのは困難な場合があります。このため、道内はもとより道外の大学・研究機関・企業の参加を得て、企業の商品開発ニーズに応える仕組みとして、「試作・実証・製造プラットフォーム」を構築することにいたしました。本プラットフォームは食に係わる道内の主要な機関(北海道食産業総合振興機構、北海道科学技術総合振興センター及び北海道立総合研究機構)が連携し、企業からの相談窓口を設けた上で、あらかじめ登録された企業等の中から、商品の試作やOEMを受託していただけるパートナー企業等を紹介し、互いの得意分野を活かしながら新商品開発とその商品化を強力に支援する仕組みです。



食品機能性素材データ 一覧のご紹介

機能性素材に関する学術論文情報＝“科学的エビデンス”を
ウェブサイト上で公開しています。

特長

- ・機能性素材の新たなアクセスポイントを提供
 - ・機能性研究のテーマを「論文のポイント」としてわかりやすく表現
 - ・論文で書かれた研究内容を「研究の概要」で詳しく説明
 - ・素材がもつ様々な機能性を一覧で表示
 - ・素材研究の進捗状況を一覧で把握

さらに

贊助會員
限定特典

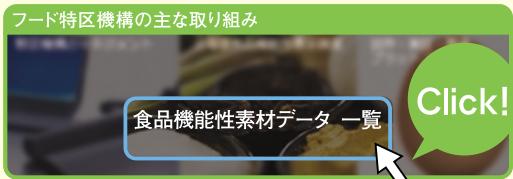
機能性素材の研究・安全性・特性情報を一か所でご提供！
科学的エビデンスのある機能性素材の検索ツールとしてご利用いただけます。

検索方法

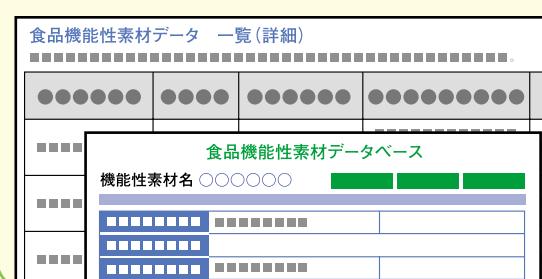
トップページ

<http://www.h-food.or.jp>

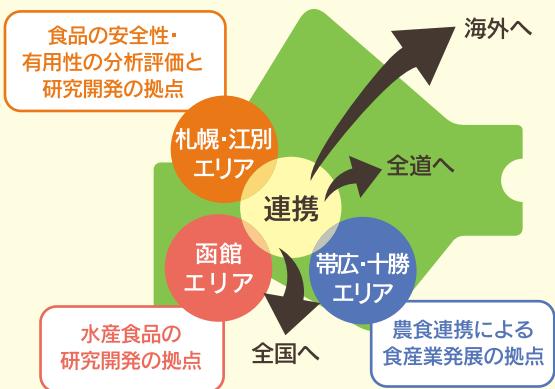
フード特区機構



賛助会員には詳細情報を公開中!



北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区について



平成23年12月、道内の3つのエリアが「国際戦略総合特別区域」に指定されました。

「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(フード特区)」では、北海道の優位性を最大限活かし、生産から販売の各分野から成る強固なバリューチェーン(価値連鎖)を形成し、これにより農水産業や食品産業の強化を図り、国が目標として掲げている「食料自給率の向上」や「食品の輸出拡大」に貢献します。

そして、その成果を北海道全体および日本全体に波及させ、ひいては海外需要を発掘し、国際競争力のある食産業の拠点を目指していきます。

一般社団法人北海道食産業総合振興機構について

一般社団法人北海道食産業総合振興機構(略称フード特区機構)は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の事業を着実に推進するため、特区を構成する北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市及び北海道経済連合会により、平成24年3月に設立され、同年4月から業務を開始しています。

賛助会員の募集について

フード特区機構の目的にご賛同いただける団体、企業、個人等の皆様に、賛助会員として当機構の事業活動へのご支援を賜りたく、ご入会をお願い申し上げます。

- 特典**
- ◎商品の研究開発、試作・実証、販路拡大に関する当機構の支援事業等の情報提供
 - ◎当機構が取り組む事業への参加のご案内
 - ◎会員間交流(企業PR)の場の提供

- 会費**
- ◎法人・個人等を問わず「年額1口1万円」(1口以上)

【入会のお申込みは】
以下のいずれかの方法でお申込みください。

- ・インターネットの場合
当機構ホームページのWeb入力フォームからご入力ください。
- ・郵便またはFAXの場合
当機構ホームページから申込書をダウンロードして、ご記入ください。

詳しくはフード特区機構ホームページをご覧ください。
<http://www.h-food.or.jp>

制度の問い合わせ窓口

一般社団法人
北海道食産業総合振興機構
(フード特区機構)

011-200-7000 FAX:011-200-7005

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌MNビル8階
Mail:daihyo@h-food.or.jp

<http://www.h-food.or.jp>



認定申請窓口

**北海道経済部食関連産業室
研究集積グループ**

〒060-8558 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎9階
TEL:011-204-5226

※制度詳細・申請に関する情報などは北海道のホームページでご確認ください。

